



毎月5日発行

M o n t h l y

情報掲示板

社会保険労務士法人 **MAC** 税理士法人 望月会計

第 108 号

TEL: 0263-34-4488

FAX: 0263-34-0054

2017 年「雇用保険」は こう変わる！

◆ 1 月 1 日以降

65 歳以上への適用拡大

今年 12 月末までは、「高年齢継続被保険者」に限り、65 歳以上の方も雇用保険の適用対象となっていますが、2017 年 1 月 1 日以降、(1) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、(2) 31 日以上雇用見込みがある方は、「高年齢被保険者」として雇用保険の被保険者となります。

◆ 適用拡大に伴う企業の実務

上記の適用拡大を受け、以下の手続きが必要となります。

高年齢継続被保険者である方を 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合は、自動的に被保険者区分が変更されますので、手続きは不要です。

2016 年 12 月末までに 65 歳以上の方を雇用し 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合は、ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出します。1 月 1 日以降に適用対象となる 65 歳以上の方を新たに雇用した場合も同様の手続きが必要です。

◆ 対象者に係る手続きのタイミング

新たに雇用した方が適用要件を満たす場合は、雇用した日の翌月 10 日までに提出します。

2016 年 12 月末までに雇用した適用対象者の場合は 2017 年 3 月 31 日までに提出します。雇入れ後の労働条件変更により適用要件を満たすこととなった場合は、労働条件変更の日の属する月の翌月 10 日までに提出します。

◆ 4 月 1 日以降

雇用保険料率引下げ等

12 月 8 日に、厚生労働省の労働政策審議会（雇用保険部会）で雇用保険制度改正案の報告書が了承され、来年の通常国会に雇用保険法などの改正案が提出される見通しです。

この報告書によれば、2017 年度から 3 年間、労使折半で負担する雇用保険料を 0.8% から 0.6% に引き下げます。

また、失業手当の給付額を 1 日当たり 136～395 円引き上げ、倒産や解雇で離職した 30～44 歳の方（被保険者期間 1 年以上 5 年未満）の支給日数を 120～150 日にします。有期契約労働者が雇止めにより離職した場合の支給日数を拡充する措置は、5 年間延長します。

さらに、通常国会には育児休業期間を最長 2 年とする改正案も提出される見通しですが、育児休業給付についても給付期間を最長 2 年とし、支給率を休業開始から半年は賃金の 67%、半年経過後は 50% とすることも盛り込まれています。